
令和3年 第112回(定例)新温泉町議会会議録(第4日)

令和3年12月20日(月曜日)

議事日程(第4号)

令和3年12月20日 午前9時開議

- 日程第1 諸報告
- 日程第2 議案第97号 新温泉町国民健康保険税条例の一部改正について
- 日程第3 議案第98号 新温泉町交通安全対策基金条例の制定について
- 日程第4 議案第99号 新温泉町国民健康保険条例の一部改正について
- 日程第5 議案第100号 新温泉町企業立地促進条例の一部改正について
- 日程第6 議案第101号 新温泉町水産振興事業分担金徴収条例の一部改正について
- 日程第7 議案第102号 令和3年度新温泉町一般会計補正予算(第6号)について
- 日程第8 議案第103号 令和3年度新温泉町国民健康保険事業特別会計補正予算(第4号)について
- 日程第9 議案第104号 令和3年度新温泉町後期高齢者医療特別会計補正予算(第2号)について
- 日程第10 議案第105号 令和3年度新温泉町介護保険事業特別会計補正予算(第3号)について
- 日程第11 議案第106号 令和3年度新温泉町浜坂地区残土処分場事業特別会計補正予算(第3号)について
- 日程第12 議案第107号 令和3年度新温泉町温泉地区残土処分場事業特別会計補正予算(第3号)について
- 日程第13 議案第108号 令和3年度新温泉町浜坂温泉配湯事業会計補正予算(第2号)について
- 日程第14 議案第109号 令和3年度新温泉町水道事業会計補正予算(第3号)について
- 日程第15 議案第110号 令和3年度新温泉町下水道事業会計補正予算(第2号)について
- 日程第16 議案第111号 令和3年度新温泉町公立浜坂病院事業会計補正予算(第3号)について

本日の会議に付した事件

- 日程第1 諸報告
- 日程第2 議案第97号 新温泉町国民健康保険税条例の一部改正について
- 日程第3 議案第98号 新温泉町交通安全対策基金条例の制定について
- 日程第4 議案第99号 新温泉町国民健康保険条例の一部改正について

- 日程第5 議案第100号 新温泉町企業立地促進条例の一部改正について
- 日程第6 議案第101号 新温泉町水産振興事業分担金徴収条例の一部改正について
- 日程第7 議案第102号 令和3年度新温泉町一般会計補正予算(第6号)について
- 日程第8 議案第103号 令和3年度新温泉町国民健康保険事業特別会計補正予算(第4号)について
- 日程第9 議案第104号 令和3年度新温泉町後期高齢者医療特別会計補正予算(第2号)について
- 日程第10 議案第105号 令和3年度新温泉町介護保険事業特別会計補正予算(第3号)について
- 日程第11 議案第106号 令和3年度新温泉町浜坂地区残土処分場事業特別会計補正予算(第3号)について
- 日程第12 議案第107号 令和3年度新温泉町温泉地区残土処分場事業特別会計補正予算(第3号)について
- 日程第13 議案第108号 令和3年度新温泉町浜坂温泉配湯事業会計補正予算(第2号)について
- 日程第14 議案第109号 令和3年度新温泉町水道事業会計補正予算(第3号)について
- 日程第15 議案第110号 令和3年度新温泉町下水道事業会計補正予算(第2号)について
- 日程第16 議案第111号 令和3年度新温泉町公立浜坂病院事業会計補正予算(第3号)について

出席議員(16名)

1番	中村茂君	2番	西村龍平君
3番	岡坂遼太君	4番	澤田俊之君
5番	米田雅代君	6番	森田善幸君
7番	浜田直子君	8番	河越忠志君
9番	重本静男君	10番	竹内敬一郎君
11番	岩本修作君	12番	池田宜広君
13番	中井勝君	14番	中井次郎君
15番	小林俊之君	16番	宮本泰男君

欠席議員(なし)

欠員(なし)

事務局出席職員職氏名

局長 仲 村 祐 子君 書記 小 林 正 則君

説明のため出席した者の職氏名

町長	西 村 銀 三君	副町長	西 村 徹君
教育長	西 村 松 代君	温泉総合支所長	中 井 一 久君
牧場公園園長	小 野 量 就君	総務課長	井 上 弘君
企画課長	中 井 勇 人君	税務課長	中 村 裕君
町民安全課長	小 谷 豊君	健康福祉課長	中 田 剛 志君
商工観光課長	水 田 賢 治君	農林水産課長	西 澤 要君
建設課長	山 本 輝 之君	上下水道課長	井 上 陽 一君
町参事	土 江 克 彦君	浜坂病院事務長	宇 野 喜代美君
介護老人保健施設ささゆり事務長	山 本 幸 治君	会計管理者	吉 野 松 樹君
こども教育課長	中 島 昌 彦君	生涯教育課長	谷 渕 朝 子君
調整担当	島 木 正 和君	代表監査委員	島 田 信 夫君

午前9時00分開議

○議長（宮本 泰男君） 皆さん、おはようございます。

第112回新温泉町議会定例会4日目の会議を開催するに当たりまして、一言御挨拶を申し上げます。

議員各位には、御多用のところ御参集を賜り、厚くお礼申し上げます。

本日は、休会中に各常任委員会が開かれ、それぞれ所管事務調査が行われましたので、その結果の報告、提出議案であります条例の改正、補正予算など議事を進めてまいりたいと存じます。

議員各位におかれましては、諸般の議事運営に御協力を賜り、適切妥当な議決が得られますようお願い申し上げまして、開会の御挨拶といたします。

では、西村町長、挨拶をお願いします。

○町長（西村 銀三君） 議員の皆様、おはようございます。

定例会第4日目の開会に当たりまして、一言御挨拶を申し上げます。

休会中には、各委員会におきまして終始熱心に御審議をいただき、御指導を賜りましたことを厚くお礼を申し上げます。

本日の定例会は、条例案5件、一般会計、特別会計並びに公営企業会計に係る補正予算案につきまして、御審議をお願いいたしたく存じます。

議員各位におかれましては、慎重審議を賜りますようお願い申し上げまして、開会の御挨拶をさせていただきます。どうぞよろしく願いをいたします。

○議長（宮本 泰男君） ただいまの出席議員は16名です。定足数に達しておりますの

で、第112回新温泉町議会定例会4日目の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付しているとおりであります。

日程第1 諸報告

○議長（宮本 泰男君） 日程第1、諸報告に入ります。

まず、議長から報告いたします。

去る12月10日の会議以来、それぞれの会合に出席していますが、別紙の議会対外的活動報告を見ていただくことによって省略いたします。

次に、休会中の所管事務調査として各常任委員会が開催されていますので、それぞれの委員長から報告をお願いいたします。

初めに、総務産建常任委員会が12月15日に開かれておりますので、委員長から報告をお願いします。

竹内委員長。

○総務産建常任委員会委員長（竹内敬一郎君） おはようございます。

総務産建常任委員会の報告をします。12月15日開催、牧場公園課、農林水産課、建設課、税務課、商工観光課、企画課、総務課、議会事務局の所管事務調査を行いました。

最初に、牧場公園課です。協議事項は1件でした。

令和3年度新温泉町一般会計補正予算（第6号）、公園施設の修繕について、スキー場のグリーンシーズン誘客対策支援事業について説明を求め、委員会として了承しました。詳細については委員会資料を御清覧ください。

次に、農林水産課です。報告事項は新温泉町土地改良事業分担金徴収条例施行規則の一部改正についての1件です。詳細については委員会資料を御清覧ください。

協議事項は2件でした。

新温泉町水産振興事業分担金徴収条例の一部改正については、土地改良事業の種別及び受益者の負担率を追加し、改正するものです。委員会として了承しました。

令和3年度新温泉町一般会計補正予算（第6号）については、野生鳥獣侵入防止事業、シカ等捕獲拡大対策事業について質疑があり、説明を求め、その後、委員会として了承しました。

次に、建設課です。報告事項は1件と、追加報告事項が1件ありました。

令和3年度町道除雪計画についての詳細は委員会資料を御清覧ください。

次に、追加報告の和泉谷残土処分場の岩砕堰堤についてであります。8号岩砕堰堤が損失していることについて質疑がありました。施工業者が誤って壊したもので、業者が責任を持って直すことになっている。現在、浜坂道路第1課と浜坂道路施工業者と協議し、早期対応に当たっていると説明がありました。詳細については委員会資料を御清覧ください。

協議事項は3件です。

令和3年度新温泉町一般会計補正予算（第6号）について、令和3年度新温泉町浜坂地区残土処分場事業特別会計補正予算（第3号）について、令和3年度新温泉町温泉地区残土処分場事業特別会計補正予算（第3号）について、いずれも委員会として了承しました。

次に税務課です。報告事項は町税等徴収実績についての1件でした。詳細については委員会資料を御清覧ください。

協議事項は2件ありました。

新温泉町国民健康保険税条例の一部改正について、令和3年度新温泉町一般会計補正予算（第6号）について、いずれも委員会として了承しました。

次に、商工観光課です。報告事項は新型コロナウイルス感染対策事業の進捗状況についての1件でした。

ほっと新温泉宿泊助成事業と観光誘客促進事業について質疑がありました。詳細については委員会資料を御清覧ください。

協議事項は2件ありました。

新温泉町企業立地促進条例の一部改正については、委員会として了承しました。

令和3年度新温泉町一般会計補正予算（第6号）については、起業支援事業についての質疑があり、説明を受け、その後、委員会として了承しました。

次に、企画課です。報告事項は3件ありました。

1、第2次新温泉町総合計画の後期基本計画について、詳細については委員会資料を御清覧ください。

2、第4次新温泉町情報化計画（案）については、公衆無線LAN設置の整備促進と、テレワーク活用によるワーケーションの推進について質疑がありました。詳細については委員会資料を御清覧ください。

3、新温泉町ケーブルテレビジョン整備事業については、整備、運営方法によるメリット、デメリットについて質疑がありました。記載されている3つの方式以外に公設、民営を考えるべきとの発言がありましたが、現実には厳しいとの説明でした。詳細については委員会資料を御清覧ください。

協議事項は、令和3年度新温泉町一般会計補正予算（第6号）についての1件でした。委員会として了承しました。

次に、総務課です。報告事項は4件ありました。

1、新温泉町財政計画について、2、職員の勤務時間、休日、休暇などに関する規則等の一部改正について、3、事項報告について、4、その他、車検切れ公用車の使用についてであります。詳細については委員会資料を御清覧ください。

協議事項の令和3年度新温泉町一般会計補正予算（第6号）については、委員会として了承しました。

次に、定年延長等例規整備支援業務について、新温泉町会計年度任用職員の給与の決定及び支給等に関する規則の一部改正について説明を求め、委員会として了承しました。詳細については委員会資料を御清覧ください。

次に、議会事務局です。協議事項は、令和3年度新温泉町一般会計補正予算（第6号）についての1件でした。委員会として了承しました。

次に、要望書です。令和4年度新温泉町商工会並びに中小企業振興政策に係る要望については、当局に対して適切な対応を要望するということにいたしました。

最後に、閉会中の継続審査を10件について議長に申し出ることとしました。

以上、総務産建常任委員会の報告とします。

○議長（宮本 泰男君） 総務産建委員長の報告は終わりました。

委員長報告のうち、協議事項について質疑があればお願いします。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（宮本 泰男君） ないようですので、これをもって質疑は終わります。

竹内委員長、ありがとうございました。

次に、民生教育常任委員会が12月16日に開かれておりますので、委員長から報告をお願いいたします。

浜田委員長。

○民生教育常任委員会委員長（浜田 直子君） おはようございます。

民生教育常任委員会の報告をいたします。

令和3年12月16日、こども教育課、生涯教育課、町民安全課、健康福祉課、上下水道課、公立浜坂病院、介護老人保健施設ささゆりの所管事務調査を行いました。

まず、こども教育課です。報告事項は3件ありました。

浜坂認定こども園整備候補地選定に係る今後の予定について説明を受けました。用地取得費、補償費含めて建設費はという問いに、10億円を予定しているということでした。整備検討委員会については、任期が切れているので、第3期整備検討委員会をつくり協議する。候補地検討の資料等は、第2期整備検討委員会の結果まで遡り検討する、新たに予定はない。

2、新温泉町教育振興基本計画策定の経過と今後の予定について。第2期新温泉町教育振興基本計画が今年度で終わるため、第3期新温泉町教育振興基本計画策定に係る経過と今後の予定について説明がありました。1月の民生教育常任委員会で素案の報告、3月の民生教育常任委員会で第3期新温泉町教育振興基本計画の報告とありました。詳細につきましては委員会資料を御清覧ください。

協議事項は、令和3年度新温泉町一般会計補正予算（第6号）について、委員会として了承いたしました。

次に、生涯教育課です。報告事項は2件ありました。

令和4年成人式について説明を受けました。成人式の開催要項と新型コロナウイルス感染拡大対策の取組について説明がありました。詳細につきましては委員会資料を御清覧ください。

第4次新温泉町男女共同参画社会プランについて説明を受けました。第4次新温泉町男女共同参画社会プラン策定スケジュール、第4次新温泉町男女共同参画社会プラン案の説明がありました。プランの案について質疑があり、再度男女共同参画プラン推進委員会を開催する予定となりました。詳細につきましては委員会報告を御清覧ください。

協議事項は、令和3年度新温泉町一般会計補正予算（第6号）について、委員会として了承いたしました。

次に、町民安全課です。協議事項は2件ありました。

新温泉町交通安全対策基金条例の制定について説明を受けました。交通災害共済事業廃止に伴う分配金を新温泉町交通安全対策基金に繰り入れし、交通安全の啓発と地域からの要望については、建設課と地域を踏まえて協議し実施していく。2、令和3年度一般会計補正予算（第6号）について、いずれも委員会です了承いたしました。

次に、健康福祉課です。報告事項は5件ありました。

1、新温泉町障がい者基幹相談支援センター事業実施要綱について説明を受けました。現在、相談支援センターとしている内容を町以外にも委託することができるようになり、相談対応を強化、充実するよう、障がい者基幹相談支援センターに移行していくとありました。詳細につきましては委員会資料を御清覧ください。

2、新型コロナウイルス感染症に伴う疾病手当の適用期間の延長について説明を受けました。昨年5月から施行されている条例の期間を、令和3年12月31日から令和4年3月31日まで延期されます。

3、新型コロナウイルスワクチン接種第3回目接種について説明を受けました。町外接種者もいるが、今後も医師会と協議し、集団接種と、希望があれば浜坂病院、開業医でもしていくとありました。詳細につきましては委員会資料を御清覧ください。

ユートピア浜坂空調設備改修工事機器管理計画について説明を受けました。工事期間は、部品にもよるが2月中旬から5月ゴールデンウィーク前を予定している。

5、コロナ克服新時代開拓のための経済対策について、子育て世帯等臨時特別支援事業先行給付金の進捗状況について説明を受けました。以上、詳細につきましては委員会資料を御清覧ください。

協議事項は、1、新温泉町国民健康保険条例の一部改正について、2、令和3年度新温泉町一般会計補正予算（第6号）について、3、令和3年度新温泉町国民健康保険事業特別会計補正予算（第4号）について、4、令和3年度新温泉町後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）について、5、令和3年度新温泉町介護保険事業特別会計補正予算（第3号）について、いずれも委員会として説明を受け、了承いたしました。

次に、上下水道課です。協議事項は3件ありました。

1、令和3年度新温泉町浜坂温泉配湯事業会計補正予算（第2号）について、2、令和3年度新温泉町水道事業会計補正予算（第3号）について、3、令和3年度新温泉町下水道事業会計補正予算（第2号）について、いずれも委員会として了承いたしました。

次に、公立浜坂病院介護老人保健施設ささゆりの説明を受けました。報告事項1件、新型コロナウイルス感染症対策について説明を受けました。PCR検査が以前はできなかったのですが、国の補助金により12月15日よりできるようになりました。自費検査はできない。陽性検査のみの対応となります。

協議事項は、令和3年度新温泉町公立浜坂病院事業会計補正予算（第3号）について、委員会として了承いたしました。

最後に、閉会中の継続調査については、9項目を議長に提出することにしました。

以上で、民生教育常任委員会報告とさせていただきます。

○議長（宮本 泰男君） 民生教育常任委員長の報告は終わりました。

委員長報告のうち、協議事項について質疑があればお願いします。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（宮本 泰男君） ないようですので、これをもって質疑は終わります。

浜田委員長、ありがとうございました。

次に、議会運営委員会が12月10日及び16日に開かれておりますので、委員長から報告をお願いいたします。

中井委員長。

○議会運営委員会委員長（中井 次郎君） おはようございます。

それでは、議会運営委員会の御報告をさせていただきます。

開催日時は12月16日午前8時30分からでございます。協議事項として、第112回新温泉町議会定例会提出議案、議事運営についてであります。これにつきましては、付議事件として町長提出議案として、追加議案として、1件提案をされました。令和3年度新温泉町一般会計補正予算（第7号）であります。これについては、追加日程として上程することといたしました。以上でございます。

○議長（宮本 泰男君） 中井委員長、ありがとうございました。

次に、議会広報調査特別委員会が12月10日に開かれておりますので、委員長から報告をお願いいたします。

森田委員長。

○議会広報調査特別委員会委員長（森田 善幸君） おはようございます。

議会広報調査特別委員会の報告を行います。

去る12月10日、本会議終了後、議会だより65号の発行についての協議を行いました。発行日は1月27日木曜日を予定しております。一般質問や討論の原稿をよろしくをお願いいたします。締切りは1月4日正午であります。正月休みを挟んでの編集で、

編集から発行までの時間が短いので、締切り厳守と御協力よろしくお願ひいたします。一般質問の文字数はこれまでどおり800字以内で、写真画像とそのコメントの添付もよろしくお願ひいたします。

なお、議会だよりに掲載いたします集合写真及び一般質問用の個人別の写真の撮影は、メールで連絡いたしました。明日21日本会議終了後に行いますので、よろしくお願ひいたします。

以上、広報調査特別委員会の報告とさせていただきます。

○議長（宮本 泰男君） 森田委員長、ありがとうございました。

以上で、諸報告を終わります。

日程第2 議案第97号

○議長（宮本 泰男君） 日程第2、議案第97号、新温泉町国民健康保険税条例の一部改正についてを議題といたします。

上程議案に対する町長の提案説明を求めます。

西村町長。

○町長（西村 銀三君） 本件につきましては、全世代対応型の社会保障制度を構築するための健康保険法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整備等に関する政令が施行されることによる地方税法施行令の改正に伴い、所要の改正を御提案申し上げるものであります。

内容につきまして税務課長が説明をいたします。よろしくお願ひいたします。

○議長（宮本 泰男君） 中村税務課長。

○税務課長（中村 裕君） それでは、議案第97号、新温泉町国民健康保険税条例の一部を改正する条例について御説明をさせていただきます。

説明の都合上、審議資料11ページをお開きください。提案理由といたしましては、全世代対応型の社会保障制度を構築するための健康保険法等の一部を改正する法律が、このたび施行されることによる地方税法施行令の改正に伴うものにより、所要の改正を行うものでございます。

改正の理由といたしましては、1番でございます。これは、先ほど説明しましたとおりでございます。

2番目、改正の内容につきましては、未就学児がある場合におきまして、その世帯主に対して賦課する国民健康保険税被保険者均等割に10分の5を乗じて軽減するものです。均等割につきましては、世帯の所得に応じて、それぞれ7割、5割、2割の軽減が従前よりなされておりますが、そのうち、未就学児においては、表中のとおり、さらに10分の5を乗じて軽減をいたします。財政の負担割合につきましては、国が2分の1、都道府県が4分の1、市町村が4分の1となります。

この改正の施行期日は、令和4年4月1日となります。

議案にお戻りをいただきまして、附則でございます。施行日ですが、この条例は、公布の日から施行します。ただし、先ほど未就学児の軽減に関する第5条第1号、それから第13条第1項、第23条の2の改正につきましては、令和4年4月1日より施行いたします。また、第2条において、令和3年度分までの国保税につきましては、従前の例によるものといたします。

以上、よろしくお願いをいたします。

○議長（宮本 泰男君） 説明は終わりました。

これから質疑に入ります。質疑をお願いします。

8番、河越忠志君。

○議員（8番 河越 忠志君） ただいま御説明いただいた中での軽減に対する町の負担が生じるということでお聞きしました。その町の負担については、普通交付税で補填されるものかどうか、確認をさせてやってください。

○議長（宮本 泰男君） 中村税務課長。

○税務課長（中村 裕君） すみません、ちょっと手持ちの資料を持っておりませんので、後ほど御報告させていただきます。

○議長（宮本 泰男君） 井上総務課長。

○総務課長（井上 弘君） 申し訳ございません、確認をさせていただきたいと思えます。一般会計の負担額は、おおよそ8万5,000円というふうに見込んでおります。

○議長（宮本 泰男君） 今調べてもらいますので。

ほかの質疑あれば承ります。

ないようですので、暫時休憩いたします。

午前9時32分休憩

午前9時34分再開

○議長（宮本 泰男君） 再開いたします。

中村税務課長。

○税務課長（中村 裕君） これにつきましては、先ほど4分の1の町の負担についてという御質問でございます。これにつきましては、国のほうの制度等もまだ調整中であることや国保の財政に与える影響等を考慮しながら引き続き議論をすると、検討するというようなことになっておりますので、こちらのほうも検討させていただくということでよろしくお願いいたします。

○議長（宮本 泰男君） 暫時休憩します。

午前9時35分休憩

午前9時36分再開

○議長（宮本 泰男君） 再開いたします。

河越議員、質疑いいですか。ありませんか。

○議員（8番 河越 忠志君） 取り下げます。

○議長（宮本 泰男君） そのほかありませんか。

お諮りいたします。質疑を終結し、討論を省略して採決したいと思いますが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（宮本 泰男君） 異議なしと認めます。

本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（宮本 泰男君） 異議なしと認めます。よって、本案は、原案のとおり可決されました。

日程第3 議案第98号

○議長（宮本 泰男君） 日程第3、議案第98号、新温泉町交通安全対策基金条例の制定についてを議題といたします。

上程議案に対する町長の提案説明を求めます。

西村町長。

○町長（西村 銀三君） 本件につきましては、交通安全対策の推進を図ることを目的とした基金を設置するため、条例の制定を御提案申し上げるものであります。

内容につきまして、町民安全課長が説明をいたします。よろしく願いいたします。

○議長（宮本 泰男君） 町民安全課長。

○町民安全課長（小谷 豊君） それでは、議案第98号、新温泉町交通安全対策基金条例の制定について説明いたします。

提案理由は、ただいま町長が説明したとおりでございます。この交通安全対策基金は、補正予算で提案させていただいておるとおり、交通災害共済事業分配金を積み立てる予定としております。過去の議論の中で、もともと交通安全に資する事業としての共済掛金であったことから、分配金については交通安全のための事業に充てるべきという考え方によるものでございます。

説明の都合上、審議資料12ページをお開きください。1、制定理由については、令和3年度末で兵庫県市町交通災害共済組合が解散となり、設立基金等が関係市町に分配されることを受けて、交通安全対策の推進を目的とした基金を設置するため、条例を制定するものでございます。

ここで、兵庫県市町交通災害共済組合、これまでの経緯、組合解散に伴う財産処分について説明をいたします。12ページの四角の囲みを御覧ください。兵庫県市町交通災害共済組合は、現在豊岡市以下、記載の19市町で構成しており、交通災害共済事業に関する事務を執り行っております。

次に、これまでの経緯について説明します。交通災害共済は、加入人員が減少したことと、毎年多額の基金取崩しが避けられない厳しい事業運営であることと等により、平成29年度に交通災害共済を令和元年度末までとすること、令和4年3月31日をもって解散することを決定しました。また、解散に伴う財産処分については、関係市町で分配することを決定しました。なお、当議会で議決の状況は記載のとおり議決いただき、同意してきたところでございます。

組合解散に伴う財産処分は、記載のとおり、累計加入人員及び均等割により分配し、令和4年3月末における歳計現金については、関係市町に均等に分配することとなっております。

次に、13ページを御覧ください。基金条例の内容について説明をいたします。(1)設置、交通安全対策の推進を図るために、新温泉町交通安全対策基金を設置する。(2)積立額、基金として積み立てる額は、予算で定める額とする。(3)管理、基金に属する現金は、金融機関への預金、その他最も確実かつ有利な方法により保管しなければならない。(4)相殺のための取崩し、基金に属する現金を預金等として金融機関等に預け入れし、または信託している場合において、当該金融機関等に係る保険事故が発生したときは、当該金融機関等に対する借入債務と当該預金等に係る債権を相殺するため、基金を取り崩すことができる。(5)運用益金の処理、基金の運用から生ずる収益は、一般会計歳入歳出予算に計上して、この基金に編入する。(6)処分、設置の目的を達成するための財源に充てる場合に限り、全部または一部を処分することができる。(7)繰替え運用、財政上必要があると認めるときは、確実な繰戻し方法、期間及び利率を定めて基金に属する現金を歳計現金に繰り替えて運用することができる。

3の施行期日は、公布の日としております。

4、基金を充当する具体的な実施事業については、安全確保事業からその他交通安全対策を目的とする事業まで、記載のとおりでございます。事業の計画については、当面建設課で実施しております交通安全対策事業の工事と修繕に上乘せする形で地域の要望に応じていきたいと考えておりますが、民生教育常任委員会で工事、修繕だけでなく、その他啓発事業等にも充てるべきというような御意見もいただきましたので、次年度以降、町の交通対策委員会等で協議し、地域やPTA等と一緒に実施できるような事業に取り組んでまいりたいと考えております。

それでは、条例本文にお戻りください。条例第1条の設置から第7条の繰替え運用までは、先ほど審議資料2の内容(1)から(7)で説明したとおりでございます。第8条、委任については、この条例に定めるもののほか基金の管理に関し必要な事項は、町長が定めることとしております。

附則としまして、この条例は公布の日から施行するものでございます。

以上、よろしく願いいたします。

○議長（宮本 泰男君） 説明は終わりました。

これから質疑に入ります。質疑をお願いします。

4番、澤田俊之君。

○議員（4番 澤田 俊之君） 失礼します。この基金の運用についてでありますけれども、建設課の事業に上乘せするというのがベースということになっておりますけれども、実施事業、すごい高いものも内容的にあると思うんですけれども、ある一定の運用基準というものはつくっておられるのでしょうか。それから、あと、これの窓口、どちらに相談させていただいたらいいのか、その辺教えていただきたいなと思います。

○議長（宮本 泰男君） 小谷町民安全課長。

○町民安全課長（小谷 豊君） 基金の管理につきましては、委員会でも御質問があって、町民安全課のほうでさせていただくということでございます。

実施事業につきましては、記載のとおりでございますけれども、特に金額が幾らとか、どういうことといったような具体的なものは、まだ計画をしております。3,500万円ぐらいの基金でございますので、大きな事業に充てればすぐなくなってしまうわけでございますけれども、現在、そういった交通安全に対する大きな事業の計画というものがございませんので、当面は、現在でも交通安全対策費で建設課のほうで実施していただいている事業がございます。地域の要望等に十分応えられていないというようなこともございますので、それに上乘せをしたいということで考えておりますけれども、建設課のほうも、予算がついたから全て現場ができるというものでもございませんので、相談させていただきながら、優先順位をつけて上乘せする形で実施していきたいというふうに、現在のところは考えております。

実施の窓口については、一応、交通安全対策も含めて、それぞれ毎年、地域のほうで要望箇所等を取りまとめておりますので、当面はそういう事業に充てていきたいということで、窓口としてはそういう地域要望という形で窓口を考えております。以上です。

○議長（宮本 泰男君） そのほかありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（宮本 泰男君） ないようですので、お諮りいたします。質疑を終結して、討論を省略して採決したいと思います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（宮本 泰男君） 異議なしと認めます。採決いたします。

本案を原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（宮本 泰男君） 異議なしと認めます。よって、本案は、原案のとおり可決されました。

日程第4 議案第99号

○議長（宮本 泰男君） 日程第4、議案第99号、新温泉町国民健康保険条例の一部改

正についてを議題といたします。

上程議案に対する町長の提案説明を求めます。

西村町長。

○町長（西村 銀三君） 本件につきましては、健康保険法施行令等の一部を改正する政令が施行されることに伴い、所要の改正を御提案申し上げるものであります。

内容につきまして、健康福祉課長が説明いたします。よろしくお願いいたします。

○議長（宮本 泰男君） 中田健康福祉課長。

○健康福祉課長（中田 剛志君） 議案第99号、新温泉町国民健康保険条例の一部改正について説明をさせていただきたいと思っております。

説明の都合上、審議資料の15ページをお開きいただきたいと思います。国民健康保険条例の一部改正の概要ということでつけさせていただきます。

1番の改正理由ということで、産科医療補償制度の掛金が1万6,000円から1万2,000円に引き下げられることと、国の社会保障審議会医療保険部会におきまして、少子化対策としての重要性を鑑み、出産育児一時金等の支給総額について42万円を堅持すべきとされたことを踏まえまして、健康保険法施行令等の一部を改正する政令が令和4年1月1日から施行されることに伴いまして、所要の改正を行うものであります。

米印ということで、産科医療補償制度について説明をさせていただきます。分娩に関連して発症した重度の脳性麻痺の子と家族の経済的負担を補償するとともに、原因究明を行いまして、このような事例の再発防止に資する情報提供などによりまして、紛争の防止、早期解決及び産科医療の質の向上を図ることを目的に公益財団法人日本医療機能評価機構が運営を行っている制度であります。

2番目に改正内容ということで、改正前のお産育児一時金が40万4,000円、改正後が40万8,000円ということで、4,000円増額となります。一方、加算額ということで、産科医療補償制度の掛金が、改正前が1万6,000円、改正後が1万2,000円ということで、4,000円の減額になりまして、トータルでいいましたら、総額が42万円ということで変わらないというふうなことであります。

施行期日につきましては、令和4年1月1日であります。

審議資料の14ページに戻りまして、第5条関係の新旧対照表ということでつけさせていただきます。左側が現行、右側が改正案でございます。第5条におきまして、先ほど説明しましたお産育児一時金につきまして、金額の改正を行っております。

それでは、条例の本文に戻っていきまして、附則を御覧いただきたいというふうに思います。附則の第1項ということで、この条例は令和4年1月1日から施行する。第2項、この条例の施行の日前のお産に係る新温泉町国民健康保険条例第5条の規定によるお産育児一時金の額については、なお従前の例による。

以上であります。どうぞよろしくお願いいたします。

○議長（宮本 泰男君） 説明は終わりました。

これから質疑に入ります。質疑をお願いします。ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（宮本 泰男君） お諮りいたします。質疑を終結し、討論を省略して採決したいと思いますが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（宮本 泰男君） 異議なしと認め、採決をいたします。

本案を原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（宮本 泰男君） 異議なしと認めます。よって、本案は、原案のとおり可決、決定されました。

日程第 5 議案第 1 0 0 号

○議長（宮本 泰男君） 日程第 5、議案第 1 0 0 号、新温泉町企業立地促進条例の一部改正についてを議題といたします。

上程議案に対する町長の提案説明を求めます。

西村町長。

○町長（西村 銀三君） 本件につきましては、新温泉町過疎地域の持続的発展に関する固定資産税の課税免除に関する条例が施行されたことに伴い、所要の改正を御提案申し上げます。

内容につきまして、商工観光課長が説明いたします。よろしく願いいたします。

○議長（宮本 泰男君） 水田商工観光課長。

○商工観光課長（水田 賢治君） それでは、議案第 1 0 0 号、新温泉町企業立地促進条例の一部改正について説明をいたします。

提案理由は、先ほど町長から説明がありましたとおり、9月議会におきまして新温泉町過疎地域の持続的発展に関する固定資産税の課税免除に関する条例が施行されたことによりまして、引用しております新温泉町企業立地促進条例の一部改正をお願いをするものでございます。

説明の都合上、審議資料の 16 ページをお開きいただきたいと思います。新旧対照表を御覧をいただきまして、第 6 条の企業立地助成金の交付で規定をしております交付基準につきまして、現行の下線部分、新温泉町過疎地域における固定資産税の課税免除に関する条例（平成 17 年新温泉町条例第 73 号）を、改正案では、新温泉町過疎地域の持続的発展の支援に関する固定資産税の課税免除に関する条例（令和 3 年新温泉町条例第 18 号）に改めるものでございます。企業立地助成金は、企業立地の際の投下固定資産に対して賦課された固定資産税に相当する助成金を 5 年間交付するものでありますが、改正された新温泉町過疎地域の持続的発展の支援に関する固定資産税の課税免除に関する条例の適用を受けまして、3 年間の固定資産税が免除された場合は、税の納付がない

ため交付金の対象から除くというものでございます。現在、この改正の対象になる事業所はございません。来年度に対象予定となる企業が1社ございます。

本文に返っていただきまして、附則としまして、この条例は公布の日から施行すると記載しております。

以上、よろしく願いをいたします。

○議長（宮本 泰男君） 説明は終わりました。

これから質疑に入ります。質疑をお願いします。ありませんか。

〔質疑なし〕

○議長（宮本 泰男君） お諮りいたします。質疑を終結し、討論を省略して採決したいと思いますが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（宮本 泰男君） 異議なしと認め、採決いたします。

本案を原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（宮本 泰男君） 異議なしと認めます。よって、本案は、原案のとおり可決されました。

日程第6 議案第101号

○議長（宮本 泰男君） 日程第6、議案第101号、新温泉町水産振興事業分担金徴収条例の一部改正についてを議題といたします。

上程議案に対する町長の提案説明を求めます。

西村町長。

○町長（西村 銀三君） 本件につきましては、新温泉町内の町営及び県営漁港に係る施設の維持補修に対する受益者分担金の見直しを図るため、所要の改正を御提案申し上げるものであります。

内容につきまして、農林水産課長が説明いたします。よろしく願いいたします。

○議長（宮本 泰男君） 西澤農林水産課長。

○農林水産課長（西澤 要君） それでは、議案第101号、新温泉町水産振興事業分担金徴収条例の一部改正について御説明いたします。

説明の都合上、審議資料18ページを御覧いただきたいと思います。一部改正の概要を載せております。

まず、改正の理由についてでございますが、先ほど町長の説明にもございましたが、漁港施設整備に係る受益者分担金については、老朽化に伴う維持補修といった機能の保全を図るものについては、兵庫県が管理する漁港と同様に、新温泉町が管理する漁港についても分担金を徴収しないこととし、新温泉町内の漁港間における公平性の確保を図ろうとするものです。

3に新温泉町内の漁港を載せております。町管理の漁港につきましては、三尾、釜屋の2港になります。それから、兵庫県管理の漁港は、浜坂、諸寄、居組の3つの漁港となります。

改正の内容についてでございますが、分担金の額を規定する第3条関係別表の町営漁港及び県営漁港の事業区分から補修を削除するものでございます。

審議資料の17ページに戻っていただきたいと思っております。3条関係別表の新旧対照表でございます。左が現行、右が改正案となります。先ほど改正内容を説明いたしましたが、町営漁港に係る水産振興事業種別の欄の漁港整備事業（補助事業）と、漁港整備事業（単独事業）のそれぞれの事業区分の欄の補修を削除し、その下の欄になりますが、県営漁港に係る公共漁港整備と県単独漁港整備のそれぞれの事業区分の欄の補修を削除しております。

それでは、条例本文に戻っていただきまして、附則を御覧願いたいと思っております。附則、この条例は令和4年4月1日から施行するというものでございます。どうぞよろしくお願いいたします。

○議長（宮本 泰男君） 説明は終わりました。

これから質疑に入ります。質疑をお願いいたします。

8番、河越忠志君。

○議員（8番 河越 忠志君） 以前に釜屋の港湾がしけによって被害を受けて、分担金等の地元負担によって、非常に実施が厳しいということをお聞きしてたわけですが、今回の負担がなくなったというこの制度というのは、そういったものの補修ということの中に対応して、地元負担なしに工事に取りかかれるという、要は、町の費用負担だけでできるということになるのかどうか、その辺りについてお聞かせいただきたいと思っております。

○議長（宮本 泰男君） 西澤農林水産課長。

○農林水産課長（西澤 要君） 釜屋の漁港につきましては、防波堤のかさ上げに加えまして沖側への消波ブロックの設置ということで、要望が出ているところでございます。事業区分といたしましては、補修ではなく改良ということになりますが、防災対策も兼ね備えた整備という内容にした場合に、単に改良という区分でもって分担金を徴収するということがいいのかどうなのか、そこら辺は十分検討してまいりたいと思っております。分担金の徴収の有無につきましては、条例の第6条に、町長が特別な事情により必要と認めるときは分担金を減免することができるというふうに規定しております。事業の実施方法と並行いたしまして、釜屋の防波堤につきましては、今後、検討してまいりたいというふうに考えております。

○議長（宮本 泰男君） 8番、河越忠志君。

○議員（8番 河越 忠志君） 新たな改善というか、改良については今答弁いただいたとおりだと思うんですけども、単純に被災したというような類いの場合の復旧というよ

うなことになるかと補修ということになるのか、そういったことに該当しないのか、その辺りについてお聞きしたいと思います。例えば、復旧と改良が伴ったときに、その事業の費用を、復旧の部分の費用あるいは改良の部分というようなことで分割して該当できるのかなという気もしますし、その辺りについてのこの改正についてどんな認識を、認識というか、私たちがどういうふうに取り扱ったらいいかを御説明いただきたいと思います。

○議長（宮本 泰男君） 西澤農林水産課長。

○農林水産課長（西澤 要君） 維持補修につきましては、ただいま議員御指摘のとおり、分担金のほうを今回の条例改正で免除いたしたいというふうに考えております。また、混在する場合について、利用に当たっての利便性が向上する部分におきましては十分検討して、そのとき、災害復旧で、例えば復旧しなければならないといったものの中に利便性の向上というものが含まれておりましたら、そこの部分の取扱いにつきましては分担金徴収の対象になろうかというふうに思いますが、実施に当たりまして十分検討したいというふうに思います。

○議員（8番 河越 忠志君） 分かりました。

○議長（宮本 泰男君） そのほかありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（宮本 泰男君） お諮りいたします。質疑を終結し、討論を省略して採決したいと思います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（宮本 泰男君） 異議なしと認め、採決いたします。

本案を原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（宮本 泰男君） 異議なしと認めます。よって、本案は、原案のとおり可決されました。

暫時休憩します。10時20分まで。

午前10時04分休憩

午前10時20分再開

○議長（宮本 泰男君） 再開いたします。

日程第7 議案第102号

○議長（宮本 泰男君） 日程第7、議案第102号、令和3年度新温泉町一般会計補正予算（第6号）について議題といたします。

上程議案に対する町長の提案説明を求めます。

西村町長。

○町長（西村 銀三君） 本件につきましては、令和3年度新温泉町一般会計予選に補正の必要が生じたので、御提案を申し上げるものであります。

内容につきましては、休憩中に担当課長が御説明を申し上げたとおりであります。よろしくお願いいたします。

○議長（宮本 泰男君） 内容説明につきましては、休憩中に受けておりますので、これから質疑に入ります。

質疑は、歳出、歳入、総括を一括で行います。質疑はありませんか。

6番、森田善幸君。

○議員（6番 森田 善幸君） 15ページの6款農林水産業費、1項農業費、8目牧場公園費の18節負担金補助及び交付金で、補助金のスキー場のグリーンシーズン誘客対策支援事業32万円についてちょっとお尋ねしたいのですが、委員会資料の2ページに木製ブランコが11月に整備されたというふうにあります。ちょっとその11月のいつ頃に整備されたのか。それから、ブランコ自体の設置金額というものは、県から補助団体に交付されてるようなふう聞いてたんですが、もし分かれば大ざっぱな金額を、ブランコ自体の設置金額ですね。それと、時期と11月のいつかということと、大まかな設置金額ですね、それをまず、ちょっとお尋ねしたいと思いますし、それから、別の項目ですね、16ページの6款農林水産業費、2項林業費の林業振興費、18節負担金補助及び交付金、補助金の有害鳥獣捕獲班確保対策事業の増額分、猟銃の修繕ということですが、これは何丁分というか、その数と、それから、もともとの猟銃の所有者、本町は何人おられるかをお尋ねしたいと思います。

それから、その下の新規免許取得者確保対策事業で、9万2,000円の増額で、対象者の増加ということで大変いいことだと思うんですが、もともとの予算立ての見込みが何人で何人増えての増額となったかお尋ねします。

それから、17ページ7款商工費、2目商工振興費、18節負担金補助及び交付金、補助金、起業支援事業100万円で2名分の増ということでしたが、この2名分を合わせた今年度の起業支援数とその業種内訳、それから、今度新たに受けられる2名の方、これ、もともと町に住んでおられる方かあるいは協力隊とかそのほかで移住されてきた方か、その点をお尋ねします。以上です。

○議長（宮本 泰男君） 小野牧場公園長。

○牧場公園園長（小野 量就君） 御質問いただいた県民局事業を使っただけのブランコの設置ですが、これにつきまして費用のほうなんです。補助事業に要する経費としては97万9,000円、約100万円かかっておりまして、そのうち、消費税を除いた金額の半額を補助という形で、費用については約100万円ということになります。この県民局のほうの事業なんです。補助金の交付の条件としまして、11月末までに事業を完了することということになっておりまして、事業の工事自身は、主には17、18日に行ってるんですが、その後の支払い等も終えて、11月末までの完成ということ

になっております。以上です。

○議長（宮本 泰男君） 西澤農林水産課長。

○農林水産課長（西澤 要君） 有害鳥獣捕獲班確保対策事業と、それから新規免許取得者確保対策事業で質問をいただいております。まず最初の有害鳥獣捕獲班確保対策事業の猟銃の修繕につきましては、対象となる方1名でございます。銃免許を持っておられて狩猟に当たられる方は7名ということになっております。

それから、新規免許取得者のほうで、当初は17名予定しておりましたが、24名の実績ということで、7名増えているところでございます。以上でございます。

○議長（宮本 泰男君） 水田商工観光課長。

○商工観光課長（水田 賢治君） 商工費、2目の商工振興費の中の補助金、起業支援事業についての御質問でございますが、今回、2名掛ける50万円の100万円の補正をお願いをいたしておるところでございます。本来、当初予算額が616万円ということで予定をいたしておりました。このうち、既に起業支援をいたした件数が6件ありまして、内訳としまして町内が5件、移住者が1件、今、家賃補助もこの中に、予算の中に含まれておりますので、現状の残予算が105万6,000円となっております。

今後の起業予定者といたしましては、住民が2名、それから転入者、これが地域おこし協力隊1名でございます。2名掛ける50万円と、それから協力隊の100万円、この100万円分を残予算に充てますと、100万円が不足するという形になりますので、今回の補正をお願いをいたしました。

既に支援をいたしました業種につきましては、ちょっと順番に申し上げます。林業、それから遊漁船業、それから卸売業、畜産業、食料品の製造業、不動産賃貸業の6件でございます。

今後の予定ということですが、地域おこし協力隊1名は予定をいたしておりますが、あとの2名につきましては、商工会からの相談中ということの情報の中での補正のお願いでございますが、1名につきましては、町内の方の全体の開業ということで聞いております。以上です。

○議長（宮本 泰男君） 6番、森田善幸君。

○議員（6番 森田 善幸君） 最初のブランコの件ですけど、ちょっとよく聞き取れなかった、実際、ブランコを設置されたのはいつかということと、それから、もう使われてるといふか、お客さんが使われているのか。

それから、次の獣害のほうは17名が24名ということで、本当にこれからますます捕獲のほうを増やしていただけたらと思います。

それと、商工関係ですね、あらゆるいろんな業種で起業される方がおられるということで、これからもそういった新しい起業がスムーズに行われるよう、商工会と連携して起業の補助をお願いしたいと思います。

ちょっと、ブランコの件だけ、もう一度お願いします。

○議長（宮本 泰男君） 小野牧場公園長。

○牧場公園園長（小野 量就君） 工事のほうは、11月18日に完成しまして、県民局の事業が11月末までということですのでそうなるんですが、その後、11月末をもちまして、一旦今撤去させていただいています。これ、山頂にありますので、12月以降スキーのシーズンになりますので、スキーに邪魔にならないようにということで撤去しておりまして、今回、この補正予算なりでの足場も含めて、再度、雪が終わって、スキー場のシーズンが終わって3月になってからグランドオープンというようなことでお披露目なりを進めていくというようなことで今考えています。

○議長（宮本 泰男君） 6番、森田善幸君。

○議員（6番 森田 善幸君） 中にインスタ映え云々というような表現もありましたので、十分、今回の補助金で安全策を取っていただいて、春になりましたら周知、PRですね、そのほうもしっかりとやっていただきたいと思います。以上です。

○議長（宮本 泰男君） そのほかありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（宮本 泰男君） ありませんね。

では、お諮りいたします。質疑を終結し、討論を省略して採決したいと思いますが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（宮本 泰男君） 異議なしと認め、採決いたします。

本案を原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（宮本 泰男君） 異議なしと認めます。よって、本案は、原案のとおり可決されました。

暫時休憩いたします。

午前10時32分休憩

午前10時33分再開

○議長（宮本 泰男君） 再開いたします。

ただいま休憩中に御協議いただきましたとおり、議案第103号から議案第111号までの令和3年度特別会計及び公営企業会計9会計の補正予算につきましては、一括上程し、質疑、討論、採決は会計ごとに行います。

日程第8 議案第103号 から 日程第16 議案第111号

○議長（宮本 泰男君） 日程第8、議案第103号、令和3年度新温泉町国民健康保険事業特別会計補正予算（第4号）について、日程第9、議案第104号、令和3年度新温泉町後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）について、日程第10、議案第10

5号、令和3年度新温泉町介護保険事業特別会計補正予算（第3号）について、日程第11、議案第106号、令和3年度新温泉町浜坂地区残土処分場事業特別会計補正予算（第3号）について、日程第12、議案第107号、令和3年度新温泉町温泉地区残土処分場事業特別会計補正予算（第3号）について、日程第13、議案第108号、令和3年度新温泉町浜坂温泉配湯事業会計補正予算（第2号）について、日程第14、議案第109号、令和3年度新温泉町水道事業会計補正予算（第3号）について、日程第15、議案第110号、令和3年度新温泉町下水道事業会計補正予算（第2号）について、日程第16、議案第111号、令和3年度新温泉町公立浜坂病院事業会計補正予算（第3号）についてを一括議題といたします。

上程議案に対する町長の提案説明を求めます。

西村町長。

○町長（西村 銀三君） 議案第103号、令和3年度新温泉町国民健康保険事業特別会計補正予算（第4号）についてから議案第111号、令和3年度新温泉町公立浜坂病院事業会計補正予算（第3号）についてまでにつきましては、それぞれ補正を行う必要が生じたので、御提案を申し上げるものであります。

内容につきまして、休憩中に担当課長が御説明申し上げたとおりであります。よろしくお願いたします。

○議長（宮本 泰男君） 内容説明につきましては、休憩中に担当課長から受けておりますので、これから質疑に入ります。

議案第103号、令和3年度新温泉町国民健康保険事業特別会計補正予算（第4号）について、これから質疑に入ります。質疑をお願いします。

〔質疑なし〕

○議長（宮本 泰男君） ありませんね。

お諮りいたします。質疑を終結し、討論を省略して採決したいと思いますが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（宮本 泰男君） 異議なしと認め、採決いたします。

本案を原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（宮本 泰男君） 異議なしと認めます。よって、本案は、原案のとおり可決されました。

議案第104号、令和3年度新温泉町後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）について、これから質疑に入ります。質疑をお願いします。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（宮本 泰男君） ありませんね。

お諮りいたします。質疑を終結し、討論を省略して採決したいと思いますが、御異議

ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（宮本 泰男君） 異議なしと認め、採決をいたします。

本案を原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（宮本 泰男君） 異議なしと認めます。よって、本案は、原案のとおり可決されました。

議案第105号、令和3年度新温泉町介護保険事業特別会計補正予算（第3号）について、これから質疑に入ります。質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（宮本 泰男君） ありませんね。

お諮りいたします。質疑を終結し、討論を省略して採決したいと思いますが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（宮本 泰男君） 異議なしと認め、採決をいたします。

本案を原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（宮本 泰男君） 異議なしと認めます。よって、本案は、原案のとおり可決されました。

議案第106号、令和3年度新温泉町浜坂地区残土処分場事業特別会計補正予算（第3号）について、これから質疑に入ります。質疑はありますか。

5番、米田雅代君。

○議員（5番 米田 雅代君） 先日、総務産建常任委員会の追加資料として出されました和泉谷残土処分場の岩砕堰堤についてちょっとお聞きしたいです。

まず、この8号堰堤につきましては、当然ですが、和泉谷残土処分場を建設しました17億円の予算の中で造られたもので間違いありませんよね。

○議長（宮本 泰男君） 米田議員に申し上げます。今、補正予算の内容ですので、補正についての質疑をお願いします。

○議員（5番 米田 雅代君） ただ、この問題につきましては、このときでしかちょっとお聞きできないんじゃないかと思ひまして聞かせていただいているんですが、駄目でしょうか。

○議長（宮本 泰男君） 発言は挙手で、何番、何々議員。

○議員（5番 米田 雅代君） 分かりました。失礼いたしました、申し訳ありません。

○議長（宮本 泰男君） 発声してもらわんと分かりませんので。

5番、米田雅代君。

○議員（5番 米田 雅代君） ありがとうございます。前回、非常にこの問題につつま

しては分からない部分がありまして、その部分を含めた中でお聞きしたいと思いましたが、
ということですので。

○議長（宮本 泰男君） ほかにありませんか。

〔質疑なし〕

○議長（宮本 泰男君） お諮りいたします。質疑を終結し、討論を省略して採決したい
と思いましたが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（宮本 泰男君） 異議なしと認め、採決いたします。

本案を原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（宮本 泰男君） 異議なしと認めます。よって、本案は、原案のとおり可決され
ました。

議案第107号、令和3年度新温泉町温泉地区残土処分場事業特別会計補正予算（第
3号）について、これから質疑に入ります。質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（宮本 泰男君） ないようですので、お諮りいたします。質疑を終結し、討論を
省略して採決したいと思いましたが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（宮本 泰男君） 異議なしと認め、採決いたします。

本案を原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（宮本 泰男君） 異議なしと認めます。よって、本案は、原案のとおり可決され
ました。

議案第108号、令和3年度新温泉町浜坂温泉配湯事業会計補正予算（第2号）につ
いて、これから質疑に入ります。質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（宮本 泰男君） ないようですので、お諮りいたします。質疑を終結し、討論を
省略して採決したいと思いましたが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（宮本 泰男君） 異議なしと認め、採決いたします。

本案を原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（宮本 泰男君） 異議なしと認めます。よって、本案は、原案のとおり可決され
ました。

議案第109号、令和3年度新温泉町水道事業会計補正予算（第3号）について、こ
れから質疑に入ります。質疑はありますか。

〔質疑なし〕

○議長（宮本 泰男君） お諮りいたします。質疑を終結し、討論を省略して採決したいと思いますが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（宮本 泰男君） 異議なしと認め、採決いたします。

本案を原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（宮本 泰男君） 異議なしと認めます。よって、本案は、原案のとおり可決されました。

議案第110号、令和3年度新温泉町下水道事業会計補正予算（第2号）について、これから質疑に入ります。質疑をお願いします。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（宮本 泰男君） 質疑はありませんね。

お諮りいたします。質疑を終結し、討論を省略して採決したいと思いますが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（宮本 泰男君） 異議なしと認め、採決いたします。

本案を原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（宮本 泰男君） 異議なしと認めます。よって、本案は、原案のとおり可決されました。

議案第111号、令和3年度新温泉町公立浜坂病院事業会計補正予算（第3号）について、これから質疑に入ります。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（宮本 泰男君） ないようですので、お諮りいたします。質疑を終結し、討論を省略して採決したいと思いますが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（宮本 泰男君） 異議なしと認め、採決いたします。

本案を原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（宮本 泰男君） 異議なしと認めます。よって、本案は、原案のとおり可決されました。

○議長（宮本 泰男君） お諮りします。本日の会議はこの辺で延会したいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（宮本 泰男君） 異議なしと認めます。よって、本日はこれをもって延会することに決定しました。

本日はこれで延会します。

次は、12月21日午前9時から会議を開きますので、議会議事堂にお集まりください。長時間お疲れさまでした。

午前10時47分延会
